

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり  
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告

# 時事新報

第三千四百七十二號  
明治廿五年十月十三日 水曜日  
第百八十八號  
（西曆一千八百九十三年）

發行人 田島義典  
編輯 田島義典  
印刷 東京印刷局  
發行所 東京市本町三丁目

(本報) (號本) (可照價運) (日十月五年十二治明)

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し  
一 一月五元 三月十五元 半年三十元 一年六十元  
○ 寄附金 〇 寄附金 〇 寄附金  
○ 寄附金 〇 寄附金 〇 寄附金  
○ 寄附金 〇 寄附金 〇 寄附金

本社（寄稿）付  
一 寄稿 〇 寄稿 〇 寄稿  
一 寄稿 〇 寄稿 〇 寄稿

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し  
一 一月五元 三月十五元 半年三十元 一年六十元  
○ 寄附金 〇 寄附金 〇 寄附金  
○ 寄附金 〇 寄附金 〇 寄附金  
○ 寄附金 〇 寄附金 〇 寄附金

## 時事新報

條約改正  
現行の條約は三十餘年前のひかしの條約に基きたるものありて是より  
時勢の變遷に應じて各新聞社は之を受けて紙面を  
擴張するより各社同一の記事を書くるより専ら  
時事新報社は社員並に通信員を以て新聞の社  
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして  
信社に之を頼むれば本報にも其報は達する事と  
する方多きが如し爲めに本報は之を生じたる場合も専ら  
本報に之を任せ送りしむるを請ふ

條約改正  
現行の條約は三十餘年前のひかしの條約に基きたるものありて是より  
時勢の變遷に應じて各新聞社は之を受けて紙面を  
擴張するより各社同一の記事を書くるより専ら  
時事新報社は社員並に通信員を以て新聞の社  
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして  
信社に之を頼むれば本報にも其報は達する事と  
する方多きが如し爲めに本報は之を生じたる場合も専ら  
本報に之を任せ送りしむるを請ふ

條約改正  
現行の條約は三十餘年前のひかしの條約に基きたるものありて是より  
時勢の變遷に應じて各新聞社は之を受けて紙面を  
擴張するより各社同一の記事を書くるより専ら  
時事新報社は社員並に通信員を以て新聞の社  
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして  
信社に之を頼むれば本報にも其報は達する事と  
する方多きが如し爲めに本報は之を生じたる場合も専ら  
本報に之を任せ送りしむるを請ふ

條約改正  
現行の條約は三十餘年前のひかしの條約に基きたるものありて是より  
時勢の變遷に應じて各新聞社は之を受けて紙面を  
擴張するより各社同一の記事を書くるより専ら  
時事新報社は社員並に通信員を以て新聞の社  
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして  
信社に之を頼むれば本報にも其報は達する事と  
する方多きが如し爲めに本報は之を生じたる場合も専ら  
本報に之を任せ送りしむるを請ふ

東京日々新聞  
天津條約の改正は又も例の如きものありて  
我々の意見や開くべき所なきも只其意見の  
異なるは一條約に附する所なきも其後問もなく  
政府の手に實行せられたるは事實の如きもの  
なりと記者の一言なり果して事實ならんは我  
は日と新聞記者の詳なる説明を得んとする者なり  
記者に説明を乞ひむ

官報  
明治二十五年十月十一日  
陸軍大臣 田島義典  
海軍大臣 田島義典  
文部大臣 田島義典  
逓信大臣 田島義典  
司法大臣 田島義典  
農商務大臣 田島義典  
内務大臣 田島義典  
外務大臣 田島義典

明治二十五年十月十一日  
陸軍大臣 田島義典  
海軍大臣 田島義典  
文部大臣 田島義典  
逓信大臣 田島義典  
司法大臣 田島義典  
農商務大臣 田島義典  
内務大臣 田島義典  
外務大臣 田島義典